

## 錦江湾奥会議観光パンフレット作製等業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

錦江湾奥会議 観光パンフレット作製等業務委託

### 2 事業概要

錦江湾奥会議観光専門部会で作成した観光パンフレットは5年以上経過しており、現在の市場ニーズ等を踏まえて更新する必要がある、令和5年度から本格的に取り組んでいるサイクルツーリズム「錦江湾奥ルート」の紹介を踏まえた観光パンフレットを作製することを目的とする。本業務では作製したパンフレットを作製するとともに、誘客に効果的なプロモーションも併せて実施する。

### 3 履行期限

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

### 4 業務内容

- (1) パンフレット作製に係る企画立案、構成、デザイン、取材、写真撮影、印刷、製本等の一切の業務を行うこと。ただし、時期等の都合により入手困難な写真等がある場合は委託業者が所有する写真等を使用することができる。
- (2) 受託者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けることとし、修正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うこと。
- (3) 作製したパンフレットを活用した誘客に効果的なプロモーションに係る企画立案等の一切の業務を行うこと。
- (4) 受託者は、契約金額の範囲において独自提案を積極的に行うこと。
- (5) 作製するパンフレットに使用するデザインを活用した、PR ツール（法被・腰巻・ロゴマークなど）の提案を行うこと。

### 5 パンフレットの内容等

- (1) 観光誘客用として、錦江湾奥（鹿児島市、霧島市、垂水市、始良市）内の周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、理解しやすいものであること。4市を周遊したくなるようなものを自由な発想で企画提案する。
- (2) 新たなサイクルルートとして、サイクルリストに魅力を伝えることができるものであること。
- (3) QRコード等を使用し、4市の公式ホームページ等のインターネットサイトへの誘導できるものであること。
- (4) パンフレットの機能だけでなく、ポスター等の掲示物に汎用できるデザインでの作成若しくはポスター等の掲示物用のデザインを別途作成すること。
- (5) 内 容  
以下は必ず盛り込むこととする。その他の内容については、掲載順、テーマ設定、レイアウト等内容構成は受託者の自由な発想で企画すること。
  - ア. 広域観光ガイド（4市をつなぐサイクルツーリズム錦江湾奥ルート、主な立ち寄りスポット（グルメ・観光等）の紹介）
  - イ. 交通アクセス（主な交通手段の概要と問合せ先、主要都市からの所要時間、主要施設のバス等の乗り場案内、観光地間の交通手段及び所要時間等）

- ウ. マップ (「錦江湾奥ルート」を掲載した4市の地図。ルート付近の主な観光施設等を含む)

## 6 パンフレットの規格等

- |     |     |         |                  |
|-----|-----|---------|------------------|
| (1) | サイズ | A2サイズ   | カラー両面印刷3つ折り加工    |
| (2) | 印刷  | フルカラー   | (写真、文字、イラスト、地図等) |
| (3) | 紙質  | マットコート紙 | 70kg以上           |
| (4) | 数量  | 20,000部 |                  |

## 7 成果品：成果品として、次のものを納品すること。

- (1) 印刷物 20,000部  
納品場所：鹿児島市役所観光戦略推進課：5000部  
始良市役所商工観光課：5000部  
垂水市役所水産商工観光課：5000部  
霧島市役所観光PR課：5000部
- (2) 電子データ パンフレット、ポスターのPDF・AIデータ及び作製に使用した写真・画像  
納品場所：霧島市役所観光PR課

## 8 留意事項

- (1) 特記事項
- ア. パンフレットのデザイン及び掲載内容、プロモーション方法については、委託者と協議により決定するため、企画提案内容から変更する場合がある。
  - イ. 本業務により作成されるデザイン、写真すべての著作権を委託者に譲渡すること。
  - ウ. 成果品の所有権は委託者に対して成果品を引き渡した時点で譲渡すること。
  - エ. 成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の作製、ホームページやSNSの掲載等）できるものとする。
  - オ. 受託者は、モデル等を使用する場合、肖像権に関する問題が発生しないよう措置を行うものとし、期限を定めず複数年にわたり当該パンフレットを使用することについて許諾を得ておくとともに、増刷を行う場合などに委託者が新たな金銭的要求を受けることがない内容にすることとする。
- (2) その他
- ア. 受託者は業務遂行にあたっては、委託者と十分な協議を行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
  - イ. 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議のうえ決定する。